

新型コロナウイルス感染症の影響による保育園の入園等に関するFAQ (令和2年6月24日版)

◆FAQを最新版に更新しました。5月6日以前のFAQは、「過去のFAQ」をご確認ください。

◆7月1日以降の保育園の運営等について更新しました。

NO.	種類	質問	回答	備考
1	育児休業(復職日)の延長	育児休業中に入園した場合、通常だと入園月の翌月1日までに復職しないと退園になるが、新型コロナウイルス感染症の影響で復職できなかった場合も同様か	<p>これまで8月1日としていた育児休業からの復職期日を、10月1日まで延長します。ただし、8月1日から9月30日の間に、必ず1日以上登園してください。(NO.16をご確認ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 育児休業を延長する理由は問いません。 - あくまでも最長期日が10月1日ですので、それ以前に復職をしてはいけないということはありません。 - 7月以降の保育料は、登園の有無にかかわらず、全額徴収いたします。 - 復職日延長に係る事前の手続きは不要です。 - 復職後2週間以内に「復職証明書」を保育課入園グループにご提出ください。 - 慣れ保育の開始時期等については、保育園とご相談のうえ、原則、復職日の一か月前以降に開始していただきますようお願いいたします。 <p>例) 10月1日に復職する方は原則9月1日以降に慣れ保育開始。</p>	6月24日更新
2	育児休業給付金の受給	育児休業からの復職期日が10月1日まで延長されたことで、育児休業給付金についても復職するまで(最大で9月30日まで)受給できるようになったということか。	<p>育児休業給付金の受給の可否につきましては、勤務先又は所管のハローワークにお問い合わせください。</p> <p>※7月より通常保育が開始されるため、7月以降の臨時休園等を証明する書類の発行はできません。</p>	6月24日更新
3	保育料(7月以降)	登園自粛要請の解除によって、7月以降の保育料はどうか。	7月1日より通常保育(登園自粛要請の解除)が開始されるため、7月以降の保育料は登園の有無にかかわらず、全額徴収いたします。	6月24日更新
4	保育料	渡航制限等の影響で、当月初日から末日まで1日も登園できなかった場合、保育料はどうか	保育課入園グループにご相談ください。	

5	保育料 (4月分)	4月は登園自粛要請期間や臨時休園があったが、通常保育料の日割り計算等の考え方について知りたい。	<table border="1" data-bbox="875 76 1861 256"> <thead> <tr> <th>日にち</th> <th>内容</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日～6日</td> <td>通常期間</td> <td>登園の有無にかかわらず全額徴収</td> </tr> <tr> <td>4月7日～9日</td> <td>登園自粛要請期間</td> <td>日割り対象（自粛協力日の保育料は6月以降へ充当）</td> </tr> <tr> <td>4月10日～30日</td> <td>臨時休園期間</td> <td>応急保育の利用の有無にかかわらず無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他、計算方法や手続きについては「過去のFAQ」でご確認ください。 ※上記表の対象者は令和2年4月に0歳児から2歳児クラスに在籍している子どもです。 ※豊島区外にお住まいの方の保育料の取扱いは、居住自治体にご確認ください。</p>	日にち	内容	保育料	4月1日～6日	通常期間	登園の有無にかかわらず 全額徴収	4月7日～9日	登園自粛要請期間	日割り対象 （自粛協力日の保育料は6月以降へ充当）	4月10日～30日	臨時休園期間	応急保育の利用の有無にかかわらず 無料	
日にち	内容	保育料														
4月1日～6日	通常期間	登園の有無にかかわらず 全額徴収														
4月7日～9日	登園自粛要請期間	日割り対象 （自粛協力日の保育料は6月以降へ充当）														
4月10日～30日	臨時休園期間	応急保育の利用の有無にかかわらず 無料														
6	保育料 (5月分)	5月末まで臨時休園の延長が決まったが、応急保育を利用した場合の保育料の考え方について知りたい。	緊急事態措置の延長を受け、臨時休園が5末日まで延長されたため、5月においても応急保育の利用の有無にかかわらず、保育料は無料です。 従って、5月分の保育料の口座振替、納付書の送付はございません。													
7	保育料 (6月分)	6月1日から6月30日まで登園自粛要請が継続することだが、この間の保育料はどうなるのか。	<p>登園自粛要請期間は利用日数に応じて日割り計算となります。ただし、もともと欠席を予定していた日、通常保育時に登園予定のない曜日等に欠席をした場合は、登園自粛の扱いにはなりません。</p> <p>①手続き <u>必要な提出書類はありません。事前に在籍園に登園自粛に協力する旨お申し出ください。</u> 詳細は保育課より5月下旬頃、対象保護者の皆様に送付するお知らせでご確認ください。</p> <p>②計算方法 保育料×登園日数÷25 ※登園自粛をする旨申し出があった方のみ。申し出のない方は通常の月額保育料となります。</p> <p>③支払方法 ・一旦、通常の月額保育料(6月分)を徴収させていただきます。口座振替は6月30日です。 ・過払い分(日割り計算した保育料の差額)を8月分以降の保育料に充当します。 ・地域型保育事業は園により対応が異なります。各園にお問い合わせください。</p> <p>※対象者は令和2年6月に0歳児から2歳児クラスに在籍しており、月額保育料が発生している子どもです。 ※豊島区外にお住まいの方の保育料の取扱いは、居住自治体にご確認ください。 ※通常の月額保育料が0円の方は日割り計算対象外のため、お知らせは郵送しません。</p>	5月25日更新												

8	延長保育料 (6月分)	区立・公設民営保育園の6月分(月極)延長保育料についての取扱いはどうなるのか	<p>【取扱い】6月1日～30日の期間で、延長保育の利用を自粛した方は、延長保育を利用した日数分徴収します。 ※延長保育の利用自粛をしていない場合は、月額料金4,000円となります。</p> <p>【料金】 1名1回あたり:400円 ※1日単位(スポット利用料と同額) ※10回以上利用した場合は月額料金4,000円と取り扱います。 【徴収】 6月分は一旦月額4,000円を徴収し、8月分以降に差額を充当します。</p> <p>【手続き】特に必要ありません。通常保育料同様、事前に在籍園まで登園自粛に協力する旨お申し出ください。</p>	5月26日更新
9	緊急事態宣言解除後の応急保育	緊急事態宣言は解除されたが、5月中の応急保育の利用対象者、実施時間、利用手続き等は今までと同様なのか。	対象者、実施時間、利用手続きについて、これまでと同様です。	6月24日削除
10	内定辞退	入園内定が出たが、新型コロナウイルス感染症が心配で内定を辞退した。その場合でも以後1年間は入園選考において減点の対象となるのか	新型コロナウイルス感染症の影響で辞退する場合には、減点の対象とはなりません。辞退届に、「新型コロナウイルス感染症の影響で内定を辞退した」旨の記載をお願いします。	
11		渡航制限等の影響で、日本に帰国できず、2か月以上登園できなかった場合、原則どおり退園若しくは内定取消になってしまうのか	新型コロナウイルス感染症により渡航制限、自宅待機等の指示により登園できなかった場合は柔軟に対応してまいります。状況について、保育課入園グループにご相談していただくとともに、現在通園しているまたは内定が出ている保育園にきちんと状況をお伝えください。	
12	在籍可能期間	勤務先が倒産した、または就労が内定していたが内定取消になった。この場合退園や入園の内定取消になってしまうか。	新型コロナウイルス感染症の影響で勤務先が倒産または就労の内定が取り消しになった場合、9月30日までの在園が認められます。事前に保育課入園グループまでご相談ください。10月以降も在園継続するためには、9月中に就労を開始し、新しい勤務先の就労(予定)証明書をご提出ください。	6月24日更新
13		就労内定で入園したが、新型コロナウイルスの影響で現在まだ勤務開始できていない。この場合退園や内定取消になってしまうか	本来、就労内定で入園した場合、入園月から勤務を開始しなければ退園となります。新型コロナウイルス感染症の影響で、本人の意図と反して入園月に勤務開始できなかった場合、9月中に勤務開始が可能であれば、入園取消や退園等の取扱いはいたしません。事前に保育課入園グループにご相談ください。	6月24日更新

14		<p>新型コロナウイルスの影響で、最低就労の基準に満たない就労実績となってしまうそうだ。この場合退園になってしまうか</p>	<p>原則、退園の取り扱いとはいたしません。 今年度の現況届(6月29日ご自宅に送付予定)を提出していただく際、勤務先から就労(予定)証明書にその旨(〇月は新型コロナウイルスの影響で勤務日数が少なかった、通常勤務に戻る時期等)記載をしていただくようお願いします。</p>	6月24日更新
15	在籍可能期間	<p>求職活動事由で入園した、または在籍しているが、登園自粛及び臨時休園になった場合でも在籍可能期間は3か月間なのか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で登園できなかった期間(登園自粛要請期間及び臨時休園期間)については、在籍可能期間を延長いたします。 例)4月に入園し在籍可能期間が4月～6月の場合。登園自粛期間及び臨時休園期間が4月7日から6月30日までの場合は在籍可能期間を9月30日まで延長します。</p>	5月26日更新
16		<p>2か月間登園しなかった場合、原則退園になってしまうが、登園自粛や臨時休園の期間についても登園しない期間としてカウントされてしまうのか。</p>	<p>登園自粛、臨時休園期間については「登園しない期間」としてカウントしません。 今回は特例として、臨時休園開始前の「登園しない期間」は一切カウントせず、育児休業からの復職期日を10月1日まで延長したこと等を踏まえ、8月1日より2か月のカウントを開始します。</p>	6月24日更新